

❖ 国際輸送の一環として行われる国内輸送の輸出免税



国際運送約款に基づき、国内の空港を出発して羽田空港を經由して成田空港から国外に出発する場合において、国内輸送区間の料金についても、輸出免税扱いすることはできますか。



羽田空港への到着時刻から成田空港からの出発時刻までの時間が24時間以内であれば、国内輸送に係る部分についても輸出免税の規定が適用されることになります。



〔消費税Q A 一〇〕

解説

旅客輸送に係る国際輸送の範囲

国内および国内以外の地域にわたって行われる旅客または貨物の輸送（以下「国際輸送」といいます。）については、輸出免税の対象とされています（消法7①Ⅲ）。

この輸出免税の規定を適用するに当たっては、国際輸送の範囲を明確にする必要があるのですが、旅客輸送に係る輸送約款等においては、国際空港から国外の空港までの区間のみでなく、国内の空港間の移動も国際輸送として取り

扱っている実態にあります。

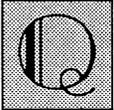
そこで、輸送契約の実態および国内線の旅客が国際線の飛行機に乗り替える場合の実態等を考慮して、(1)および(2)の要件を満たす国内輸送部分についても国際輸送として輸出免税を適用することとしています（消基通7-2-4）。

- (1) 契約において国内輸送に係る部分が国際輸送の一環であることが明らかにされていること。
- (2) 国内間の移動のための輸送と国内と国外との間の移動のための輸送が連続して行われるものとして、国内乗継地または寄港地への到着から国外への出発までの時間が定期路線時刻表上で24時間以内であること。

参考法令等  消法7①Ⅲ（輸出免税等）

消基通7-2-4（旅客輸送に係る国際輸送の範囲）

❖ 居宅サービスにおいて利用者が負担する交通費等の費用の取扱い



居宅サービスにおいては、全額利用者の負担とされている各種の費用がありますが、これらの費用のうち消費税の課税の対象となるものはあるでしょうか。



介護保険法では、利用者に負担させることが適当と認められる費用については、居宅介護サービス費の給付の対象から除かれており、利用者からその全額を受領することが認められていますが、このうち日常生活においても通常必要となる便宜の提供に係る費用は「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」の対価に含まれますから、非課税となります。

したがって、利用者に負担させることが適当と認められる費用のうち、これ以外のものは、消費税の課税の対象となります。



〔消費税 Q A 三三三〕①

解説

消費税の課税の対象となる費用

具体的には、次の費用は、課税の対象となります。

- (1) 訪問介護（平成11年厚生省令37号（以下、「基準省令」といいます。）20③）
 - 通常の事業実施地域以外の地域の居宅において訪問介護を行う場合の交通費

- (2) 訪問入浴介護（基準省令48③）
 - 通常の事業実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴介護を行う場合の交通費
 - 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等の費用
- (3) 訪問看護および訪問リハビリテーション（基準省令66③，78③）
 - 通常の事業実施地域以外の地域の居宅において訪問看護等を行う場合の交通費
- (4) 居宅療養管理指導（基準省令87③）
 - 居宅療養管理指導の提供に要する交通費
- (5) 通所介護および通所リハビリテーション（基準省令96③，119）
 - 通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (6) 短期入所生活介護および短期入所療養介護（基準省令127③，145③）
 - 利用者が選定する特別な居室，特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 利用者の送迎に要する費用
- (7) 特定施設入所者生活介護（基準省令182③）
 - 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

参考法令等  消法6①（非課税）

消法別表第一第7号イ（非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等）

消基通6-7-2（「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」等の範囲）

介護保険法41①，④I，II（居宅介護サービス費の支給）

介護保険法施行規則61（日常生活費に要する費用）

平成11年厚生省令37号（指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準）

第3号様式

消費税課税事業者届出書

平成18年12月22日 麻布 税務署長殿		(フリガナ)		トウキョウトミナトクミシジマアヤマ 2-11-17 (〒107-0062)			
		納税地		東京都港区南青山 2-11-17 (電話番号 03-0000-0000)			
		届出者		(フリガナ)		(〒 -)	
				住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は事務所の所在地</small>		同上 (電話番号 - -)	
		麻布 税務署長殿		(フリガナ)		9114 ショウカイ	
				名称(屋号)		第一商会	
麻布 税務署長殿		(フリガナ)		アヤマ シロウ			
		氏名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>		青山 二郎 印			
麻布 税務署長殿		(フリガナ)					
		(法人の場合) 代表者住所		(電話番号 - -)			
下記のとおり、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなったので、消費税法第57条第1項第1号の規定により届出します。							
適用開始課税期間		自平成19年1月1日 至平成19年12月31日					
上記期間の		自平成17年1月1日		左記期間の総売上高 18,462,352 円			
基準期間		至平成17年12月31日		左記期間の課税売上高 18,270,546 円			
事業内容等	生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	1明治・2大正・3昭和・4平成 23年12月25日		法人のみ記載	事業年度自 月 日 至 月 日 資本金 円		
	事業内容	コンサルタント		届出区分	相続・合併・分割等・ <u>その他</u>		
参考事項				税理士署名押印	印 (電話番号 - -)		

※税務署処理欄	整理番号	部門番号			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

消費税課税事業者届出書のチェックポイント等

1 提出すべき場合

この届出書は、事業者が、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えたことにより、その課税期間について納税義務が免除されないこととなる場合に提出します（消法57①I）。

ただし、すでにこの届出書を提出している事業者は、提出後引き続いて課税事業者である限り再度提出する必要はありません。

2 提出時期等

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。すなわち、その年またはその事業年度（事業年度が1年の法人の場合）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、翌々年または翌々事業年度については納税義務が免除されないこととなりますので、その年またはその事業年度終了後速やかに提出することになります。

3 注意事項

- (1) 基準期間の課税売上高が1,000万円を超えている事業者は、この届出書の提出がなくても課税事業者になります。
- (2) 資本金等が1,000万円以上の新設法人の3年目において、基準期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、改めてこの届出書を提出する必要があります。
- (3) 基準期間が免税事業者の場合には、基準期間の課税売上高はその全額となり、税抜き計算はしないこととなります。

4 チェックポイント

- (1) 基準期間の課税売上高が1,000万円を超えているか。
- (2) 基準期間が免税事業者の場合、課税売上高の計算において税抜計算をしていないか。